

令和元年7月25日招集

## 第7回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

令和元年第7回狭山市農業委員会総会

---

令和元年7月25日(木曜日) 開催場所 狭山市役所 604会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1) 議案第1号 狭山農業振興地域整備計画の変更について
  - (2) 議案第2号 農地利用の最適化に係る活動について
  - (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (5) 議案第5号 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について
- 4 報告・協議事項
  - (1) 農用地利用集積計画案について
  - (2) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
  - (3) 視察研修について
  - (4) その他
- 5 閉会 午後3時30分

---

本日の出席農業委員 13名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番 小林一洋
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番 荒井英郎	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 7名

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司
渡邊隆夫	平本洋章	小谷野義則

(本日の欠席推進委員 1名) 松村享子

---

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二	主幹 松尾直人	主任 藤田仁実
---------	---------	---------

---

事務局 定時になりましたので、これより第7回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 農業振興地域整備計画変更申出書
- ・資料2 総会議案書
- ・資料3 議案図面資料
- ・資料4 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願（写し）
- ・資料5 農用地利用集積計画（案）

席上に配付しました

- ・資料6 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料7 追跡調査日程表
- ・資料8 令和元年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催について
- ・資料9 埼玉県農業委員会女性協議会の総会について  
（女性委員、女性推進委員のみ配付）
- ・冊子「のうねん」

となります。宜しいでしょうか。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第7回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 会長の挨拶

局長 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しく願います。

#### 議 事

議長 只今から、第7回狭山市農業委員会総会を開催します。

なお、松村委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、10番 小野田委員と11番 荒井委員にお願いします。  
これより議案の審議を行います。

議案第1号「狭山市農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。  
農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 資料1

【狭山市農業振興地域整備計画変更の説明】

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『承認』します。

農業振興課の案件は、終了しましたので、ここで、農業振興課は、退席します。

次に議案第2号「農地利用の最適化に係る活動について」を議題とします。  
農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めま  
す。はじめに、入間川地区の粕谷推進委員さん。

粕谷委員 雨続きでしたので、トラクターで皆畑をうなっています。  
議長 ありがとうございます。次に入曽地区仲川推進委員、お願いします。  
仲川委員 ここ1ヶ月間雨降りでしたので、これから先の3ヶ月、一生懸命やります。  
議長 ありがとうございます。続いて堀兼地区山下推進委員に報告願います。  
山下委員 変電所入り口の草畑を借りたい人がいました。柏原で、長男が中国に行っている  
家の農地ですが、ブタクサにアカザが加わり、草丈が2m超えになり、近隣から苦  
情がきています。

議長 ありがとうございます。続いて奥富地区平本推進委員に報告願います。  
平本委員 造園業者、グランドレベルから5mくらい、造園の残枝を積んでいたの  
で、是正  
するよう、事務局を交え3人で造園業者代表と話をしました。

議長 ありがとうございます。次に柏原地区小谷野推進委員、お願いします。  
小谷野委員 ねぎを作っている方に柏原の土地を借りていただいたが、それ以降手をかけてい  
ない状態で、貸し手の方から苦情が来たので伝えたところ、今日草を刈っていたと  
確認しました。草が伸びているので、端から回ろうと思います。

議長 ありがとうございます。次に渡邊推進委員、お願いします。

渡邊委員 自治会の役員仕事で忙しく、雨降りでもあって回れませんでした。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたが、農業委員から質疑はございま  
すか。

粕谷委員 草畑の持ち主への指摘の通知ですが、写真をつけると改善してくれるようです。

事務局 ご指摘いただいた件についてですが、農地の草の連絡が来ると事務局で現地を確認して写真とともに農地の適正管理の通知を送っています。

渡邊委員 訪問しても会えない人に封書を送れるようなフォーマットを作してほしい。

事務局 事務局で封書を送ることも可能です。フォーマットを作りたいと思います。

小林委員 所有者不明の土地はどうしたらいいですか？

事務局 法的には告示で通知もできます。草畑でも個人の財産なので、勝手に草刈りするわけにいかないのが現状です。事務局が所有者を探して行こうと思うのでご連絡ください。

議長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑はございますか。  
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字小山上1253番14、地目は畑、地積は3,75㎡です。現在は耕起中となっています。許可後は路地野菜の作付けを予定しています。

譲受人は、狭山市柏原に居住する農業者で、総耕作面積は、5,967㎡です。

その内訳としましては、所有面積で畑が3,741㎡、借入面積は2,226㎡となります。

根拠法令といたしまして、

法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作している 該当します

〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではない  
該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではない 該当します

〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事する 該当します

〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得している  
該当します

〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではない  
該当します

〃 第7号 周辺地域農業に支障がでない 該当します

以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』します。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小林委員 議案番号4整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中平野1448番の16、地目は畑、地積は合計301㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

上水道 あり 下水道 あり ガス管 いいえ

- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。申請者は、狭山市に移住する個人です。転用目的は、住宅敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性 適
- ・緊急性 適
- ・周辺農地への影響 なし
- ・代替性 適
- ・目的実現性 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を許可相当とし、県に提出します。

整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号4整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字入間川字下窪1639番の5、地目は畑、地積は400

m<sup>2</sup>です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある はい
- ・ 500 m 以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ  
上水道 あり 下水道 いいえ ガス管 いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから300 m 以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、狭山市に移住する個人です。転用目的は、住宅敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性 適
- ・ 緊急性 適
- ・ 周辺農地への影響 なし
- ・ 代替性 適
- ・ 目的実現性 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

理由書中に記載の50戸連たんの意味について、補足を願います。

事務局 50m50戸連たんというのは、調整区域で開発をするにあたって、50m以内で50戸以上つながっているというのが集落の要件、そこでつながっていれば既存集落とみなしましょうという開発の考え方です。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を許可相当とし、県に提出します。

整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

落合委員 第4条、第5条審査結果報告

議案番号4整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字堀兼字広野378の1、ほか2筆、地目は畑、地積は4,260 m<sup>2</sup>です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい  
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は路地野菜の作付となっています。事業計画者は、川越市に本部を置くいるま野農業協同組合です。金融・共済・営農などの事業を行っている法人です。転用目的は、選果場の新設です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性 適
- ・緊急性 適
- ・周辺農地への影響 なし
- ・代替性 適
- ・目的実現性 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、3,000㎡を超える案件なので、埼玉県農業会議常設審議委員会に諮り、その意見と共に県へ提出します。

整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員 議案番号4整理番号4について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市大字加佐志字高峰139の1、ほか3筆、地目は畑、地積は3,429㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい  
上水道 あり
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は、狭山市で障害者施設の事業を行っている法人です。転用目的は、障害者支援施設です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性 適
- ・緊急性 適
- ・周辺農地への影響 なし
- ・代替性 適
- ・目的実現性 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。

事務局 運営委員会でこの案件を説明させていただいたところ、施設として駐車場が過大ではないかというご意見が出まして、それを代理人に伝えたところ、当初の計画35台から、10台ほど減らした図面が今お手元にあるものです。元々駐車場であったスペースにつきましては、障害者の芝生運動広場となっております。

議長 入所者が34名に対して35台の駐車場は不適切ではないかということで、身障者用駐車場を入れて25台となりました。

小口委員 理由書の中で敷地面積3000㎡というのは、おそらく補助金を貰う関係で、敷地そのものは減らせないのかなと思うのですが、県の立場で考えますと、1種農地を駐車場にしてしまうのでは、駐車場はいらないのではないかとと言われることが予想されるのではないかと思うのですが、

補助金のために敷地面積は減らせないが、駐車場の数だけ減らせばいいよ、と県は考えるのですか？

事務局 農地法では転用面積は必要最低限という前提がありますから、今回の敷地面積の理由がたつものかと、再度確認をしたところ、10台分は入所者の運動場と考えていますとの回答を得ました。

3300㎡以上の敷地面積で補助金がつくという話ではないようです。国が補助金をつけるか否かは、面積よりも、目的や費用が補助の対象かという話になっているようです。

小口委員 駐車場を運動場にしますというだけで、県なり常設審議委員会は許可の判断になるのかな？と懸念しているのですが。

事務局 施設で働く職員のためにも駐車場は必要で、障害者にとっても運動は必要であるということで、駐車場が運動場になることは、過大なものではないということ、福祉担当課には確認をしています。

宮岡委員 小口委員のおっしゃっている面積についてなのですが、補助をもらうにはもっ

と狭くてもかまわなかったかも知れないが、地主とすると小さくされると農地としての用途としては使い道がなくなってしまうことではないでしょうか。

諸口委員 現地調査をしました。非常に使い勝手の悪い農地として、小さく残されても困るのでまるごと買ってくれという条件付で土地を売却したのではないかと。申請建物の裏側が大きな崖となっていて5mくらい落差がある。

議長 農地法上、農地の転用面積は最小限でやるべきだというのが基本であり、この施設を作るにあたってこの程度の敷地が必要ということなので、残された土地の使い勝手というのは農地の転用の案件にはなっていないことをご理解ください。

ほかにご質問ございますか。

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、3,000㎡を超える案件なので、埼玉県農業会議常設審議委員会に諮り、その意見と共に県へ提出します。

整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号4整理番号5について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字上ノ原533の2、地目は畑、地積は500㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は、狭山に居住する個人です。転用目的は、住宅敷地です。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性 適
- ・緊急性 適
- ・周辺農地への影響 なし
- ・代替性 適
- ・目的実現性 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を許可相当とし、県に提出します。

整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号4整理番号6について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字宮原2287の7、地目は畑、地積は299.72㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい  
上水道 あり 下水道 あり
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は、日高に居住する個人です。転用目的は、住宅敷地です。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます

- ・必要性 適
- ・緊急性 適
- ・周辺農地への影響 なし
- ・代替性 適
- ・目的実現性 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を許可相当とし、県に提出します。

整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

浅見委員 議案番号4整理番号7について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字笹井字八木上2316ほか2筆、地目は畑、地積は2734㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ

- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は、狭山市で建設業を行っている法人です。転用目的は、農地改良（一時転用）です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

（理由書7の朗読）

理由書7により、次の項目が読み取れます

- ・必要性 適
- ・緊急性 適
- ・周辺農地への影響 なし
- ・代替性 適
- ・目的実現性 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を許可相当とし、県に提出します。

次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。

整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【整理番号1番の説明】  
議 長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。

質疑等、無いようですので、本件を証明するかを、お諮りします  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『証明』します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、協議・報告事項に移ります。（1）農用地利用集積計画案について、事務局の説明を求めます。

事務局 資料5の説明、整理番号1番の受け人は令和元年6月24日に認定農業者になっ

ています。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を承認するかを一括でお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。

この結果につきましては、事務局において市に報告してください。

次に（２）農地法第３条、第４条、第５条の規定による届出について、事務局から説明を求めます。

事務局 資料６、法第３条届出は３件ありまして、全て相続による届出となっています。  
法第５条の規定による届出は３件ありまして、全て畑で、転用面積の合計 24  
22㎡となっています。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、次に（３）その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料７、追跡調査日程の変更があった地区もあるので、改めて日程表を配付いたします。

資料８、農業委員・推進委員研修会について、

日時は、8/28（水）市役所防災倉庫前に午前11時50分集合、出発で、  
会場は、深谷市民文化会館大ホールです。講演内容の詳細が決まったので、改めて報告いたします。

市役所まで車で来る方の駐車場は法務局跡地をご利用ください。また、総会開催通知に同封した用紙で車両ナンバーを知らせてください。

資料９、埼玉県農業委員会女性協議会の総会について、女性の委員、推進委員の出欠を確認したいので、女性委員・推進員さんは総会終了後残っていただけますようお願い申し上げます。

全筆調査について、今年も8月中を目途にお願いいたします。前年意向調査したところの現況も確認してください。ひどい箇所は写真を撮ってきてください。地番が分かるように新しい地図を用意しました。カメラもありますので、帰りに事務所に寄ってください。

また、8月総会後に懇親会を予定しており、総会の開始時間が通常より遅くなり、午後3時もしくは午後3時30分となる予定です。

事務局 先ほど研修会の話がありましたが、それとは別に毎年県外視察研修を行っており、昨年は初年度なので津南に行きましたが、今年の見察先は小口委員がかつて八ヶ岳の農業大学校長だったこともあり、顔つなぎができるとのことなので、八ヶ岳の農業大学校とし、10月くらいに実施したいと考えています。

議長 何か質問等ありますか。

特には無い様です。

委員の皆様からは、何かありますか。

渡邊委員 大野さんが辞められてから堀兼地区の一部に空白地帯があり非常に厳しいので、再度推進員の増員をお願いしたい。

議長 欠員の補充に賛成される方の挙手を願います。

挙手総員です。1名の補充についてはさせていただいて、その人選については後日、なるべく早い時期に決定したいと思います。

本日は、中立委員として任命されています荒井委員に23期農業委員として1年がたち、農業者とは違う目線で感じたこと、思うことを発表していただけたらと思います。

荒井委員、お願いします。

荒井委員 【発表】

議長 ありがとうございます。

委員の皆様からは、何かありますか。

無い様ですので、これもちまして、第7回狭山市農業委員会総会を終了します。

ご協力ありがとうございました。